

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係わる基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人一人が互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- (2) 本校は、すべての児童が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- (3) 本校は、児童が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、市町教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義と判断

「いじめ」とは当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指します。

3 いじめの防止等のための具体的取り組み

(1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

○ほめて伸ばす教育

児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、児童同士が互いのよいところを認め合う人間力を高めます。

○人権教育の推進

人権教育を計画的に進め、発達障害のある児童への理解等、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てます。

○体験活動の推進

集団宿泊体験やボランティア活動等を通して児童の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てます。

○道徳教育の推進

道徳の授業を通して、発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりや認め合い学びあう心、感謝の心を育てます。

(2) いじめの未然防止

○特に配慮が必要な児童への支援、指導

ユニバーサルデザインの視点から、分かりやすい授業になるよう、授業研究を行い、児童が楽しく学べる教育に努めます。

○いじめの起きない学校・学級づくり

縦割り班活動や異年齢交流活動を行い、児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や児童が主体となって互いに認め合い励ましあう「絆づくり」を進めます。

○児童の主体的活動の充実

学級活動や児童会活動等を活用して、児童の主体的な活動によるいじめ防止等の取り組みを推進します。

○開かれた学校

「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。

○インターネットや携帯電話等に関する指導

市自作テキスト「ネット社会で暮らすための安全教室」を活用し、インターネットや携帯電話等の正しい利用についての教育に取り組んでいくとともに、保護者に対しても家庭でのルールづくり等の啓発を行います。

○新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害の防止

感染した児童や、その家族等に対する不当な差別、偏見、いじめ、SNSでの誹謗中傷等の人権侵害がないよう児童へのきめ細やかな指導を行います。

(3) いじめの早期発見

○積極的ないじめの認知

児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するよう努めます。

○自己チェックの活用

児童が日々の生活を振り返るための自己チェックを行い、それを学級担任が確認することにより、いじめ等の早期発見に努めます。

○アンケートの実施

定期的にいじめの実態調査を行い、いじめ等の問題の早期発見に努めます。

○教育相談体制の充実

学級担任による定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図ります。

○家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするるとともに地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。

(4) いじめの事案対処

○「いじめ対応サポート班」による対応

特定の教職員で抱え込まず速やかに情報を共有するとともに、「いじめ対応サポート班」による立案、対応により被害児童を守ります。

○被害・加害児童への対応

いじめを受けたあるいは報告した児童の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、適切な指導を行います。

(5) いじめの解消

○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、(スクールサポーター)等の外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期に解消します。

○入念な追跡

職員会議を通じて、いじめ案件をチームで追跡し、全員の目で解消に努めます。また、解消と思われても3ヶ月は追跡し、経過を観察します。

(6) いじめによる重大事態への対処

いじめにより「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の時間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは次の対処を行います。

- ・重大事態が発生した旨を市教育委員会に速やかに報告します。
- ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
- ・市が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的に開催します。

(構成員) 校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、学年主任、養護教諭、教育相談担当、スクールカウンセラー

- (活動)
- ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
 - ・「思いやりや助け合いの心をもって行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り
 - ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
 - ・児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
 - ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
 - ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
 - ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
 - ・学校におけるいじめ問題への取り組みの点検

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取り組みを行います。

(構成員) 生徒指導主事、教務主任、学年主任、担任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー

(活動)

- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
- ・個別面談による情報収集
- ・継続的な支援
- ・保護者や地域との連携
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部人材や警察や児童相談所などとの連携



【いじめ対策の年間行動計画】〔4～7月〕

鯖江市鯖江東小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
4月	いじめ対策委員会 ・基本方針確認 ・年間計画策定 ↓ 職員会議 ・年間計画周知 ・教員の意識点検	自宅確認 ・クラスや地域の児童の状況把握 縦割り活動スタート ※清掃等に限定する ・自主的な活動 ・絆づくり ・リーダーの存在感					
5月	いじめ対策委員会 ・定期的に情報交換	スクールカウンセラーとの懇談 縦割りグループでの体育大会実施 ・集団活動 ・絆づくり ・リーダーの存在感 1～4年・6年校外学習 ・絆づくり ・自主的活動					
6月	いじめ対策委員会 ・定期的に情報交換 プランに基づき、実践 授業研究 ・授業改善 ・学習規律	アンケート調査「先生あのね」 教育相談週間 スクールカウンセラーとの懇談 5年 宿泊学習 ・絆づくり ・自主的活動					
7月	いじめ対策委員会 ・定期的に情報交換 意識調査をもとに対策 や方向性を協議し PDCAシート作成 保護者会 ・情報・意見収集 ・教育相談 プランに基づき、実践	スマホ・ケイタイ・インターネットにかかわる実態調査・指導 スクールカウンセラーとの懇談 前期児童・教師・保護者アンケート調査 第1回意識調査					

※ [] は、意識調査に関する取り組みを記載

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
8 月	いじめ対策委員会 ・定期的に情報交換	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 家庭での読書 ・心の栄養 </div>					
	前期アンケート分析 ・未然防止に生かす						
	プランに基づき、実践						
	いじめ対策委員会 ・2学期に向けて 重点事項確認						
9 月	いじめ対策委員会 ・定期的に情報交換	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> スクールカウンセラーとの懇談 </div>					
	プランに基づき、実践						
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 5・6年 市連合体育大会 ・絆づくり ・自主的活動 </div>					
10 月	プランに基づき、実践	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 6年 市連合音楽会 ・絆づくり ・自主的活動 </div>					
	いじめ対策委員会 ・定期的に情報交換						
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 6年 修学旅行 ・絆づくり ・自主的活動 </div>					
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 1～6年 おやこのがっこう（情報リテラシー教育啓発教室） ・絆づくり ・自主的活動 </div>					

11 月	<p>プランに基づき、実践</p> <p>読み聞かせ会 ・教員が異学年の教室で活動</p> <p>いじめ対策委員会 ・定期的に情報交換</p> <p>授業研究 ・授業改善</p>	<p>アンケート調査「先生あのね」</p> <p>教育相談週間</p> <p>スマホ・ケイタイ・インターネットにかかわる指導</p> <p>スクールカウンセラーとの懇談</p> <p>中学校 体験入学 ・新たな絆づくり</p>
	<p>プランに基づき、実践</p> <p>いじめ対策委員会 ・定期的に情報交換</p> <p>保護者会 ・情報・意見収集 ・教育相談</p> <p>意識調査をもとに対策や方向性を協議し PDCAシート作成</p>	<p>後期児童・教師・保護者アンケート調査</p> <p>第2回意識調査</p>

〔1～3月〕

鯖江市鯖江東小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
1 月	<p>後期アンケート分析 ・次年度に向けての方策</p> <p>プランに基づき、実践</p> <p>いじめ対策委員会 ・3学期に向けて重点事項確認</p>						

2 月	プランに基づき、実践 いじめ対策委員会 ・定期的に情報交換	アンケート調査「先生あのね」 教育相談週間 1年 新入生との交流会 ・新たな絆づくり 4年 2分の1成人式 6年生を送る会 ・感謝の心 ・次の学年の自覚
	プランに基づき、実践 いじめ対策委員会 ・年度の振り返り ・次年度に向けて 計画見直し 意識調査をもとに次 年度へ向けて対策や 方向性を協議し PDCAシート作成	校内奉仕活動 ・感謝の心 第3回意識調査

<教育相談週間について>

<1学期>

- ・ 「先生あのね」を実施 5/30（月）～6/3（金）
- ・ 6/6（月）～10（金） 担任との個人懇談

<2学期>

- ・ 「先生あのね」を実施 11/21（月）～11/25（金）
- ・ 11/28（月）～12/2（金） 担任との個人懇談

<3学期>

- ・ 「先生あのね」を実施 2/20（月）～2/24（金）
- ・ 2/27（月）～3/3（金） 担任との個人懇談